

事務連絡  
令和3年12月10日

関係団体各位

大阪府商工労働部中小企業支援室長

日頃から、大阪府商工労働行政の推進にご理解・ご協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、大阪府では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けている事業者等に対し、幅広く事業継続等を支援するため、下記の通り「一時支援金」を支給しています。

この「一時支援金」の受付期間は、令和3年12月24日(金)までとなっておりますので、お知らせします。

つきましては、本件についてご理解・ご協力をいただきますとともに、貴団体(社)内へ周知についてもご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 記

##### <制度の概要>

- ・ 受付期間 令和3年11月5日(金)から 12月24日(金)まで
- ・ 申請方法 原則、オンラインで申請受付(オンライン申請ができない方は郵送申請)  
【参考】大阪府ウェブページ  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shogyoshien/ichiji/index.html>
- ・ 対象者 大阪府内に主たる事業所のある中小法人等及び府内に住所のある個人事業者等  
※「主たる事業所」「住所」とは確定申告書類に記載の所在地(納税地)を言います。
- ・ 要件 国の「月次支援金」(今年4～8月分のいずれか)を受け取っている中小法人・個人事業者等  
《対象外》大阪府の「営業時間短縮等協力金」「大規模施設等協力金」の支給対象者、「酒類販売事業者支援金」の受給者等  
(詳細な要件は募集要項等でご確認ください)  
【参考】国の「月次支援金」  
[https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji\\_shien/index.html](https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html)
- ・ 支給額 中小法人等：50万円、個人事業者等：25万円  
(1事業者に対し1回の支給)

お問合せ先 代表 06-6941-0351

本通知について

商業・サービス産業課

中谷、枅谷(内2670)

上記支援金について

「中小法人・個人事業者等に対する一時支援金」コールセンター

06-6654-3314、06-6654-3376

(午前9時から午後6時まで。土日祝及び年末年始を除く)